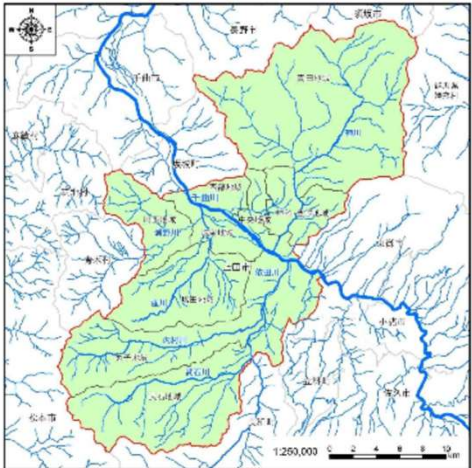
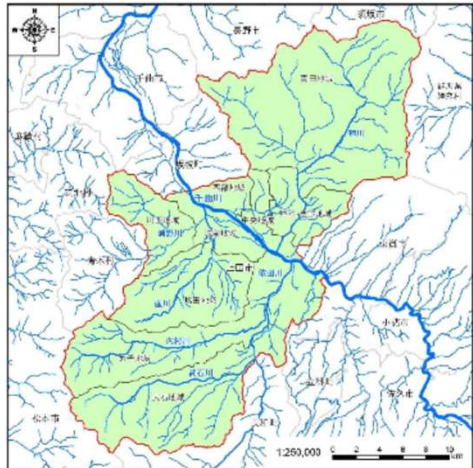


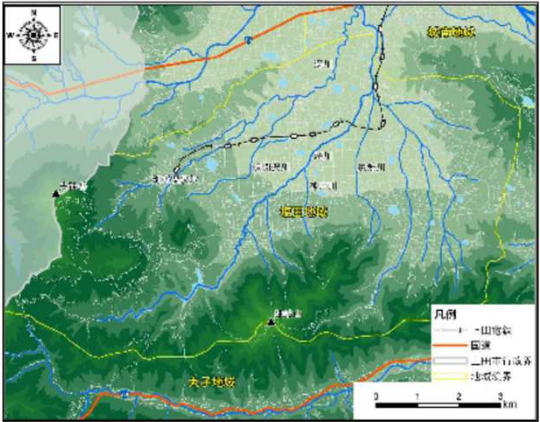
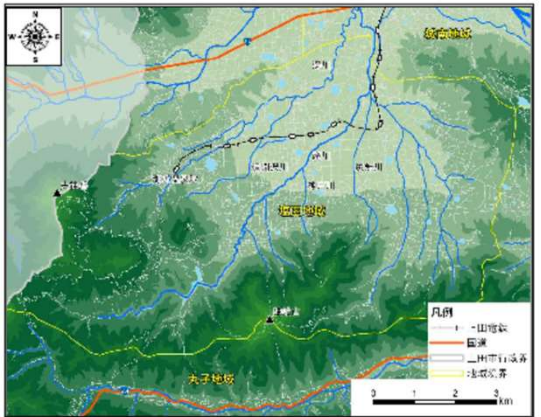
新	旧
(1-3 p)  上田市の水系図 それらの河川流域一帯は河岸段丘が発達し、市の中心部には標高 400～500m ほどの上田盆地がひらける。盆地には市街地や集落が形成されているほか、西部には塩田平と呼ばれる平坦地が広がり、田畑等が営まれている。塩田平に代表される平坦な水田地帯では、畦畔や用水・農道などによって畦盤の目のように区画された条里水田跡や条里遺構が見受けられる。これらは、最近の遺構調査によって、古代末から中世に条里制を模して地割りされたものと推定されている。また、塩田平は江戸時代以前からため池による灌漑が行われてきた地域であり、当時から数は減少したものの現在でも多くのため池が残っている。 盆地を囲む山々の谷口や崖地形が発達しているところでは、扇状地が広がっている。 このほか、断層活動による崖地形も見られ、上田盆地の西端に千曲川を挟んで 100m を超える断崖が向き合う地形があり、「岩鼻」と呼ばれている。活断層の活動と千曲川の浸食により生み出された狭隘部であり、かつては北国街道が通じる交通の要衝であった。  岩鼻 1-3	(1-3 p)  上田市の水系図 それらの河川流域一帯は河岸段丘が発達し、市の中心部には標高 400～500m ほどの上田盆地がひらける。盆地には市街地や集落が形成されているほか、西部には塩田平と呼ばれる平坦地が広がり、田畑等が営まれている。塩田平に代表される平坦な水田地帯では、畦畔や用水・農道などによって畦盤の目のように区画された条里水田跡や条里遺構が見受けられる。これらは、最近の遺構調査によって、古代末から中世に条里制を模して地割りされたものと推定されている。また、塩田平は江戸時代からため池による灌漑が行われてきた地域であり、当時から数は減少したものの現在でも多くのため池が残っている。 盆地を囲む山々の谷口や崖地形が発達しているところでは、扇状地が広がっている。 このほか、断層活動による崖地形も見られ、上田盆地の西端に千曲川を挟んで 100m を超える断崖が向き合う地形があり、「岩鼻」と呼ばれている。活断層の活動と千曲川の浸食により生み出された狭隘部であり、かつては北国街道が通じる交通の要衝であった。  岩鼻 1-3

新	旧
(1-36 p) 関ヶ原合戦後の上田城は、本丸・二の丸といった中心部は破却された。信之は現在の^{上田高等学校の地に}藩主屋敷を設け、城下町の拡張整備に努めた。上田の城下町は、信之の時代にその大部分ができた。 信之は、農村についても、農民が逃亡することのないように年貢の減免措置を行い、耕作放棄地を減らす政策をとったほか、用水堰の開削やため池の築造を行い灌漑施設の整備を進めるなどの事業を行った。 元和8年(1622)、信之は松代に領地替えとなり、明暦3年(1657)に92歳という高齢で隠居するまで藩主の地位にあり、真田松代藩の礎を築いた。 ●真田 信繁(幸村)(さなだ のぶしげ(ゆきむら)) 1567-1615 徳川家康を苦しめた知勇兼備の戦国武将。 真田昌幸の次男であり、一般には幸村として知られている。織田信長が横死する混乱期に昌幸は戦国大名として自立の道を歩むが、天正13年(1585)徳川家康と対立した昌幸は越後の上杉景勝に助けを求め人質として幸村を差し出す。また昌幸は家康に対抗するために豊臣秀吉にも援助を求め、天正14年(1586)幸村を秀吉に出仕させて臣従した。その後、秀吉に従い、天正18年(1590)の小田原の役、文禄元年(1592)の朝鮮出兵にも出陣した。 慶長5年(1600)9月の第二次上田合戦では、兄信之は東軍(徳川方)に従い、父昌幸と幸村は西軍(豊臣方)として上田城に立てこもった。昌幸と幸村の奮闘は、真田の武名を一段と上げることになったが、豊臣方が関ヶ原合戦で惨敗したため、父子は高野山に配流となった。 幸村はその後、慶長19年(1614)の大坂冬の陣で五千余の兵を率いて活躍、慶長20年(1615)の大坂夏の陣でも奮闘した。最後の決戦となった5月7日には、孤軍奮闘し、家康の本陣めがけて3度突進したが、力及ばず討ち死にを遂げた。この真田幸村の壮絶な戦いには、「真田日本一の兵、古より物語にもこれなき由」(『薩藩旧記雑録』明治30年(1897)ごろ完成)と敵方からも賛辞が書かれている。 ●小松姫(こまつひめ) 1573-1620 初代上田藩主真田信之の妻。 徳川四天王の一人本多忠勝の長女として生まれ、17歳のときに徳川家康の養女となりそのころ家康の与力大名となっていた真田昌幸の長男信之に嫁いだ。 才色兼備の女性だったと伝えられ、家康や秀忠にも直に意見するほど勝気な女性だったとされる。関ヶ原合戦の際に西軍に味方するため真田昌幸と信繁が上田城に戻る途中で小松姫が留守番をする沼田城へ入ろうとしたところ、  	(1-36 p) 関ヶ原合戦後の上田城は、本丸・二の丸といった中心部は破却された。信之は現在の^{上田高等学校の地に}藩主屋敷を設け、城下町の拡張整備に努めた。上田の城下町は、信之の時代にその大部分ができた。 信之は、農村についても、農民が逃亡することのないように年貢の減免措置を行い、耕作放棄地を減らす政策をとったほか、用水堰の開削やため池の築造を行い灌漑施設の整備を進めるなどの事業を行った。 元和8年(1622)、信之は松代に領地替えとなり、明暦3年(1657)に92歳という高齢で隠居するまで藩主の地位にあり、真田松代藩の礎を築いた。 ●真田 信繁(幸村)(さなだ のぶしげ(ゆきむら)) 1567-1615 徳川家康を苦しめた知勇兼備の戦国武将。 真田昌幸の次男であり、一般には幸村として知られている。織田信長が横死する混乱期に昌幸は戦国大名として自立の道を歩むが、天正13年(1585)徳川家康と対立した昌幸は越後の上杉景勝に助けを求め人質として幸村を差し出す。また昌幸は家康に対抗するために豊臣秀吉にも援助を求め、天正14年(1586)幸村を秀吉に出仕させて臣従した。その後、秀吉に従い、天正18年(1590)の小田原の役、文禄元年(1592)の朝鮮出兵にも出陣した。 慶長5年(1600)9月の第二次上田合戦では、兄信之は東軍(徳川方)に従い、父昌幸と幸村は西軍(豊臣方)として上田城に立てこもった。昌幸と幸村の奮闘は、真田の武名を一段と上げることになったが、豊臣方が関ヶ原合戦で惨敗したため、父子は高野山に配流となった。 幸村はその後、慶長19年(1614)の大坂冬の陣で五千余の兵を率いて活躍、慶長20年(1615)の大坂夏の陣でも奮闘した。最後の決戦となった5月7日には、孤軍奮闘し、家康の本陣めがけて3度突進したが、力及ばず討ち死にを遂げた。この真田幸村の壮絶な戦いには、「真田日本一の兵、古より物語にもこれなき由」(『薩藩旧記雑録』明治30年(1897)ごろ完成)と敵方からも賛辞が書かれている。 ●小松姫(こまつひめ) 1573-1620 初代上田藩主真田信之の妻。 徳川四天王の一人本多忠勝の長女として生まれ、17歳のときに徳川家康の養女となりそのころ家康の与力大名となっていた真田昌幸の長男信之に嫁いだ。 才色兼備の女性だったと伝えられ、家康や秀忠にも直に意見するほど勝気な女性だったとされる。関ヶ原合戦の際に西軍に味方するため真田昌幸と信繁が上田城に戻る途中で小松姫が留守番をする沼田城へ入ろうとしたところ、  

新	旧
(1-44 p) (2) 主な文化財 ア、国指定文化財 (ア) 安楽寺八角三重塔 (国宝 (建造物)、塩田地域) 別所温泉の西側に位置する曹洞宗安楽寺の境内最高所に建つ日本唯一の木造の八角三重塔。かつては臨済宗であったが、天正 16 年(1588)ころ曹洞宗に改められた。鎌倉時代の本格的な禅宗様式で建てられており、平成 16 年 (2004) の年輪年代調査によって正應 2 年(1289)に伐採された材を用いられていることが明らかとなった。 内部は 8 本の母屋柱によって内陣と外陣に分けられ、周囲を外陣とし、化粧屋根裏をあらわし、八角形の内陣は高床を張り、天井は鏡天井としている。 現存唯一の木造八角塔であり、鎌倉系の本格的な禅宗様で、伽藍配置も含め臨済宗寺院の塔の在り方の一つを示していることから、昭和 27 年 (1952) に松本城とあわせて長野県最初の国宝指定となった。  安楽寺八角三重塔 (イ) 法住寺虚空蔵堂 (重要文化財 (建造物)、丸子地域) 平安時代に創建されたと伝えられる天台宗の古刹・法住寺の信仰の中心。堂名の虚空蔵は集落名になるほど地域信仰の中心とされてきた。屋根は入母屋造こけら葺で、棟の両側にはいかつい鬼の面、鬼板がついている。建物は正面に 4 本、側面に 5 本の柱があり、奥行の長い長方形となっているのは、虚空蔵菩薩像が安置されている内陣に参詣者の参拝する外陣がついているためで、内陣と外陣の間は格子戸でしきられている。室町時代中ごろに造られたものと考えられ、大正 11 年 (1922) 4 月 13 日に国の重要文化財に指定。依田窪地方最古の建物である。  法住寺虚空蔵堂 1-44	(1-44 p) (2) 主な文化財 ア、国指定文化財 (ア) 安楽寺八角三重塔 (国宝 (建造物)、塩田地域) 別所温泉の西側に位置する曹洞宗安楽寺の境内最高所に建つ日本唯一の木造の八角三重塔。かつては臨済宗であったが、天正 16 年(1588)ころ曹洞宗に改められた。鎌倉時代の本格的な禅宗様式で建てられており、平成 16 年 (2004) の年輪年代調査によって正應 2 年(1289)に伐採された材を用いられていることが明らかとなった。 内部は 8 本の母屋柱によって内陣と外陣に分けられ、周囲を外陣とし、化粧屋根裏をあらわし、八角形の内陣は高床を張り、天井は鏡天井としている。 現存唯一の木造八角塔であり、鎌倉系の本格的な禅宗様で、伽藍配置も含め臨済宗寺院の塔の在り方の一つを示していることから、昭和 27 年 (1952) に松本城とあわせて長野県最初の国宝指定となった。  安楽寺八角三重塔 (イ) 法住寺虚空蔵堂 (重要文化財 (建造物)、丸子地域) 平安時代に創建されたと伝えられる天台宗の古刹・法住寺の信仰の中心。堂名の虚空蔵は集落名になるほど地域信仰の中心とされてきた。屋根は入母屋造こけら葺で、棟の両側にはいかつい鬼の面、鬼板がついている。建物は正面に 4 本、側面に 5 本の柱があり、奥行の長い長方形となっているのは、虚空蔵菩薩像が安置されている内陣に参詣者の参拝する外陣がついているためで、内陣と外陣の間は格子戸でしきられている。室町時代中ごろに造られたものと考えられ、大正 11 年 (1922) 4 月 13 日に国の重要文化財に指定。依田窪地方最古の建物である。  法住寺虚空蔵堂 1-44

新	旧
(2-1-2 p) 上塩尻集落をはじめとする西部地域一帯は病害に強い桑の栽培が可能であったため、幕末には養蚕や蚕種製造の一大産地となった。近代になると早くから敷かれた鉄道網によって、城下町と西部地域は養蚕と製糸の拠点として一体的に発達し、「蚕都」と呼ばれるほどの繁栄を見せた。 これらの地域には、武家屋敷や町屋、養蚕家屋や製糸施設などが残されている。また、城下町では神輿が市街地を巡る「信州上田祇園祭」や、史跡上田城跡の花見など、多くの人々が集まり賑わいをみせる。また、周辺集落においては集落に根付いた祭礼行事が続けられており、伝統や季節の訪れを感じさせる。 城下町の町並み（房山地区） 周辺集落の町並み（上塩尻集落） (1) 上田城と城下町 ア、上田城と城下町の概要 上田城は、関ヶ原の戦い後破却されたが、仙石忠政により復興された。破却前の縄張りとは定かではないが、忠政の文書等から基本的な位置は踏襲されていると考えられている。忠政は二の丸の外について、破却前からあったとされる矢出沢川を惣構え、小泉曲輪を西の守りとして、藩主居館が置かれた東側には堀と虎口を設けて三の丸とした。 城下町は真田氏が、かつての本拠であった真田地域の原野郷と真田氏ゆかりの海野郷から人々を移住させ、三の丸東側に「原町」と「海野町」を本町として形成、両町は北国街道の宿場の役割が課せられた。城下町は徐々に整備・拡大され仙石氏統治期にはほぼ完成したとされる。城下町の周辺には常田や房山などの城下囲いの村が形成され、城下町ではないものの、短冊状の地割が行われるなど、「町化」されていった。 2-1-2	(2-1-2 p) 上塩尻集落をはじめとする西部地域一帯は病害に強い桑の栽培が可能であったため、幕末には養蚕や蚕種製造の一大産地となった。近代になると早くから敷かれた鉄道網によって、城下町と西部地域は養蚕と製糸の拠点として一体的に発達し、「蚕都」と呼ばれるほどの繁栄を見せた。 これらの地域には、武家屋敷や町屋、養蚕家屋や製糸施設などが残されている。また、城下町では神輿が市街地を巡る「信州上田祇園祭」や、史跡上田城跡の花見など、多くの人々が集まり賑わいをみせる。また、周辺集落においては集落に根付いた祭礼行事が続けられており、伝統や季節の訪れを感じさせる。 城下町の町並み（房山地区） 周辺集落の町並み（上塩尻集落） (1) 上田城と城下町 ア、上田城と城下町の概要 上田城は、関ヶ原の戦い後破却されたが、仙石忠政により復興された。破却前の縄張りとは定かではないが、忠政の文書等から基本的な位置は踏襲されていると考えられている。忠政は二の丸の外について、破却前からあったとされる矢出沢川を惣構え、小泉曲輪を西の守りとして、藩主居館が置かれた東側には堀と虎口を設けて三の丸とした。 城下町は真田氏が、かつての本拠であった真田地域の原野郷と真田氏ゆかりの海野郷から人々を移住させ、三の丸東側に「原町」と「海野町」を本町として形成、両町は北国街道の宿場の役割が課せられた。城下町は徐々に整備・拡大され仙石氏統治期にはほぼ完成したとされる。城下町の周辺には常田や房山などの城下囲いの村が形成され、城下町ではないものの、短冊状の地割が行われるなど、「町化」されていった。 2-1-2

新	旧
(2-1-16 p) b. 上田獅子 常田獅子（常田村の獅子舞）と房山獅子（房山村の獅子舞）の総称。近世から明治の廃藩まで祇園祭で舞っていたとされる。明治以降は特別な行事があるときにのみ演舞される。 (a) 常田獅子（市の無形民俗文化財 昭和 43 年（1968）） 近世の祇園祭では海野町の「お舟の天王山車」に随行し、藩主館や城下町の各所で舞ったとされる。明治時代以降は式典等の開催にあわせ演舞されている。 現在は昭和 31 年（1956）に組織された「常田獅子保存会」に、上常田、中常田、下常田、北常田の常田 4 自治会が参加し、科野大宮社で練習を行っている。近年では 4 月に開催される「上田真田まつり」で、房山獅子と交互に隔年で舞われている。 獅子舞の形式は、東日本で多く見られる一人立ちの三匹獅子舞であり、「三頭獅子」と呼ばれる。3 人の獅子のほか、鉦叩き 6 人、笛 9 人、唄揚 12 人、笛出し 12 人であり、3 の倍数で構成される。  昭和 33 年（1958）の常田獅子 出典：『郷土の民俗 まつり』（昭和 46 年（1971）発行） (b) 房山獅子（市の無形民俗文化財 昭和 43 年（1968）） 『仙石氏日記』（寛文 2 年（1662））に記述が残るほか、上田城築城時に地固めのために舞われたともされる。祇園祭では原町の「お山の天王山車」に随行し、常田獅子と同様、各所で舞われた。 現在は昭和 48 年（1973）に組織された「房山獅子保存会」に、房山地区周辺の 11 自治会が参加し、上川原柳町公会堂にて練習を行っている。 獅子舞の形式・役割は、常田獅子とほぼ同じだが、笛が 10 人となる。獅子の服装や唄も概ね同じだが、色や言い回しなどに違いがある。  房山獅子	(2-1-16 p) b. 上田獅子 常田獅子（常田村の獅子舞）と房山獅子（房山村の獅子舞）の総称。近世から明治の廃藩まで祇園祭で舞っていたとされる。明治以降は特別な行事があるときにのみ演舞される。 (a) 常田獅子（市の無形民俗文化財 昭和 43 年（1968）） 近世の祇園祭では海野町の「お舟の天王山車」に随行し、藩主館や城下町の各所で舞ったとされる。明治時代以降は式典等の開催にあわせ演舞されている。 現在は昭和 31 年（1956）に組織された「常田獅子保存会」に、上常田、中常田、下常田、北常田の常田 4 自治会が参加し、科野大宮社で練習を行っている。近年では 4 月に開催される「上田真田まつり」で、房山獅子と交互に隔年で舞われている。 獅子舞の形式は、東日本で多く見られる一人立ちの三匹獅子舞であり、「三頭獅子」と呼ばれる。3 人の獅子のほか、鉦叩き 6 人、笛 9 人、唄揚 12 人、笛出し 12 人であり、3 の倍数で構成される。  昭和 33 年（1958）の常田獅子 出典：『郷土の民俗 まつり』（昭和 46 年（1971）発行） (b) 房山獅子（市の無形民俗文化財 昭和 43 年（1968）） 『仙石氏日記』（寛文 2 年（1662））に記述が残るほか、上田城築城時に地固めのために舞われたともされる。祇園祭では原町の「お山の天王山車」に随行し、房山獅子と同様、各所で舞われた。 現在は昭和 48 年（1973）に組織された「房山獅子保存会」に、房山地区周辺の 11 自治会が参加し、上川原柳町公会堂にて練習を行っている。 獅子舞の形式・役割は、常田獅子とほぼ同じだが、笛が 10 人となる。獅子の服装や唄も概ね同じだが、色や言い回しなどに違いがある。  房山獅子

新	旧
(2-2-1 p) 2-2. 塩田地域のため池群と神社仏閣にみる歴史的風致 はじめに 塩田地域は、上田市の西部に位置し、東の小牧山塊、南の独結山塊、西の夫神山塊の盆地状で北に開ける。千曲川支流の産川等の河川により形成された扇状地と、河岸段丘の平地地で、塩田平と呼ばれる。周囲の山塊は 1,200m 級と低く水源に恵まれないうえ、年間降水量は 900mm 程度の、全国的にも有数の少雨地域である上田市の中でも特に雨の少ない地域である。  塩田地域の位置  塩田地域周辺の地形 2-2-1	(2-2-1 p) 2-2. 塩田地域のため池群と神社仏閣にみる歴史的風致 はじめに 塩田地域は、上田市の西部に位置し、東の小牧山塊、南の独結山塊、西の夫神山塊の盆地状で北に開ける。千曲川支流の産川等の河川により形成された扇状地と、河岸段丘の平地地で、塩田平と呼ばれる。周囲の山塊は 1,200m 級と低く水源に恵まれないうえ、年間降水量は 900mm 程度の、全国的にも有数の少雨地域である上田市の中でも特に雨の少ない地域である。  塩田地域の位置  塩田地域周辺の地形 2-2-1

新	旧
(2-2-22 p) イ、歴史的風致を形成する活動 塩田平の札所巡り ① 札所巡りの概要 塩田平では、四国の霊場から勸請を許された八十八仏の札所巡りが行われている。客番、番外を含めて 26 の寺院を巡礼するものでコースにもよるが概ね 30km 程の行程がある。札所にはスタンプが用意されており、専用の御朱印帳を手に塩田平を歩く人々を目にすることができる。 平時から個人で実施できるほか、近年では札所の寺院が塩田平札所巡りの体験会を春と秋に開催している。体験会には 10～30 人が参加し、編笠を被った住職を先頭に、参加者が列になって塩田地域を巡る光景や、寺院や堂で経を読む光景を目にする。 ② 塩田平の札所巡りの継承 はじまりは江戸時代で、地域の農民からの要望により、村々の庄屋が四国の霊場へ行き、お願いしたことで勸請が許された。そして、村々で費用を負担しあい、京都の仏師に仏像製作を依頼、元禄6 年（1693）晴れて塩田平の村々に迎えることができたと伝わる。しかし、200 年後の明治初期、廃仏毀釈などにより札所巡りの形は崩れてしまったとされている。 しかしながら、昭和 35 年（1960）の『塩田歴史年表』に「八十八仏を勸請したこと」や、昭和 40 年（1965）ごろの『しおだ町報』で「塩田平八十八仏の霊場」が紹介されており、札所巡りの形は崩れてもその伝承と、勸請された仏像は大切にされ、受け継がれつつけてきたことがわかる。 平成 5 年（1993）、舞田自治会の北条家で札所勸請の古文書が発見されると再び盛り上がりを見せた。古文書には下之郷の遍路堂（現在の長福寺のあたり）を起点として計 21 か所の地名と寺堂、仏像の名前がはっきりと記されており、現存する仏像や寺堂からこの記述が正しいと判断された。陰ながら受け継がれてきた札所巡りが広く知れ渡ることとなった。 その後、地元の郷土史を研究する住民と仏教会とで話し合い、札所を一部変更し、現在の形となる。 札所巡りの様子	(2-2-22 p) イ、歴史的風致を形成する活動 塩田平の札所巡り ① 札所巡りの概要 塩田平では、四国の霊場から勸請を許された八十八仏の札所巡りが行われている。客番、番外を含めて 26 の寺院を巡礼するものでコースにもよるが概ね 30km 程の行程がある。札所にはスタンプが用意されており、専用の御朱印帳を手に塩田平を歩く人々を目にすることができる。 平時から個人で実施できるほか、近年では札所の寺院が塩田平札所巡りの体験会を春と秋に開催している。体験会には 10～30 人が参加し、編笠を被った住職を先頭に、参加者が列になって塩田地域を巡る光景や、寺院や堂で経を読む光景を目にする。 ② 塩田平の札所巡りの継承 はじまりは江戸時代で、地域の農民からの要望により、村々の庄屋が四国の霊場へ行き、お願いしたことで勸請が許された。そして、村々で費用を負担しあい、京都の仏師に仏像製作を依頼、元禄6 年（1693）晴れて塩田平の村々に迎えることができたと伝わる。しかし、200 年後の明治初期、廃仏毀釈などにより札所巡りの形は崩れてしまったとされている。 しかしながら、昭和 35 年（1960）の『塩田歴史年表』に「八十八仏を勸請したこと」や、昭和 40 年（1965）ごろの『しおだ町報』で「塩田平八十八仏の霊場」が紹介されており、札所巡りの形は崩れてもその伝承と、勸請された仏像は大切にされ、受け継がれつつけてきたことがわかる。 平成 5 年（1993）、舞田自治会の北条家で札所勸請の古文書が発見されると再び盛り上がりを見せた。古文書には下之郷の遍路堂（現在の長福寺のあたり）を起点として計 21 か所の地名と寺堂、仏像の名前がはっきりと記されており、現存する仏像や寺堂からこの記述が正しいと判断された。陰ながら受け継がれてきた札所巡りが広く知れ渡ることとなった。 その後、地元の郷土史を研究する住民と仏教会とで話し合い、札所を一部変更し、現在の形となる。 札所巡りの様子

新	旧
(2-4-9 p) 柱のみの切妻造、本殿は一間柱流造で屋根はこけら葺、3方向に縁が廻されて彫刻の施された脇障子が立てられている。 神楽殿は江戸時代に建てられたとされ、茅葺（現在は鉄板葺）で寄棟造である。昔は廻り舞台が備わっていたが、現在では板が張り直され、地下の空間だけが残っている。昭和33年（1958）8月発行の『西内時報』には、祇園祭において奉納される三頭獅子の舞とともに現存する神楽殿の写真が掲載されている。 ウ、歴史的風致を形成する活動 (ア) 湯治・保養温泉地としての営み 丸子温泉郷は、農村集落に湧出した温泉を、住民が源泉や共同浴場という地域資源を守りながら、湯治場を保養温泉地へと発展させてきた。 ① 集落住民による共同浴場の運営 丸子温泉郷にある共同浴場は、時には観光客が外湯として楽しむが、主には集落住民の日常の浴場として利用されており、多くの住民が桶を片手に共同浴場を訪れる。各施設とも旧丸子町によって建替がなされたが、料金収納や日々の浴場の清掃といった業務は地元住民や地元旅館組合が行っている。 町・高梨共同浴場では、町及び高梨集落の自治組織に温泉部長・温泉係を設け、料金の収受・入金ならびに清掃、衛生管理を自治組織から選ばれた住民が行っている。この管理体系は、昭和46年（1971）の建設請願書に記載があり、長年にわたり続けられていることがわかる。また、住民総出で行われる春と秋の地域美化活動の際には、毎晩の清掃ではできない天井のカビ取りやクモの巣払い、その周辺美化作業を一斉に行うのが開館当時から恒例行事となっている。このほかにも、閉館間際まで入浴していた地元常連客が、閉館後に浴槽を清掃する仲間のことを気遣い、誰言うともなく「風呂の栓を抜くぞー」と声をかけ湯船のお湯をはらうことや、最後になった人が浴室の照明を消して帰るといった慣例がある。使う人と管理する人とが隔てなく、共同浴場を営んできたことの一端を感じさせる。 鹿教湯温泉文殊の湯は、文殊堂に近い鹿教湯温泉の中心地に立地し、観光客の利用者が最も多い共同浴場である。明治期から共同浴場として発展した湯治場・ 高梨諏訪神社の神楽殿  共同浴場を後にする常連の住民  2-4-9	(2-4-9 p) 柱のみの切妻造、本殿は一間柱流造で屋根はこけら葺、3方向に縁が廻されて彫刻の施された脇障子が立てられている。 神楽殿は江戸時代に建てられたとされ、茅葺（現在は鉄板葺）で寄棟造である。昔は廻り舞台が備わっていたが、現在では板が張り直され、地下の空間だけが残っている。昭和33年（1958）8月発行の『西内時報』には、祇園祭において奉納される三頭獅子の舞とともに現存する神楽殿の写真が掲載されている。 ウ、歴史的風致を形成する活動 (ア) 湯治・保養温泉地としての営み 丸子温泉郷は、農村集落に湧出した温泉を、住民が源泉や共同浴場という地域資源を守りながら、湯治場を保養温泉地へと発展させてきた。 ① 集落住民による共同浴場の運営 丸子温泉郷にある共同浴場は、時には観光客が外湯として楽しむが、主には集落住民の日常の浴場として利用されており、多くの住民が桶を片手に共同浴場を訪れる。各施設とも旧丸子町によって建替がなされたが、料金収納や日々の浴場の清掃といった業務は地元住民や地元旅館組合が行っている。 町・高梨共同浴場では、町及び高梨集落の自治組織に温泉部長・温泉係を設け、料金の収受・入金ならびに清掃、衛生管理を自治組織から選ばれた住民が行っている。この管理体系は、昭和46年（1971）の建設請願書に記載があり、長年にわたり続けられていることがわかる。また、住民総出で行われる春と秋の地域美化活動の際には、毎晩の清掃ではできない天井のカビ取りやクモの巣払い、その周辺美化作業を一斉に行うのが開館当時から恒例行事となっている。このほかにも、閉館間際まで入浴していた地元常連客が、閉館後に浴槽を清掃する仲間のことを気遣い、誰言うともなく「風呂の栓を抜くぞー」と声をかけ湯船のお湯をはらうことや、最後になった人が浴室の照明を消して帰るといった慣例がある。使う人と管理する人とが隔てなく、共同浴場を営んできたことの一端を感じさせる。 鹿教湯温泉文殊の湯は、文殊堂に近い鹿教湯温泉の中心地に立地し、観光客の利用者が最も多い共同浴場である。明治期から共同浴場として発展した湯治場・ 高梨諏訪神社の神楽殿  共同浴場を後にする常連の住民  2-4-9

新	旧
(2-4-16 p) まとめ 丸子温泉郷を構成する鹿教湯、大塩、霊泉寺にある共同浴場は、古くから住民の手で清掃や管理、運営がなされ、日々の浴場として住民らに利用されてきた。清掃する作業の音や人の声が漏れ聞こえ、湯けむりがたちのぼる共同浴場の風景や、住民が浴場へ通う様子は、古くから続く地域の光景である。旅館事業者や観光協会が牽引してリハビリ病院を誘致し、保養温泉地づくりが進められると、地域住民もこれに呼応し地域の環境美化がいたるところでみられるようになった。温泉街は賑わい、旅館と共同浴場とを往来する観光客だけでなく、リハビリに取り組む人々もみられるようになった。これだけでなく、温泉を核とする地域活性化の取組は今なお続けられており、温泉という共通する天然資源に恵まれた谷あいの集落にあって、それぞれの歴史と特色が感じられる温泉地が形成されている。 また、西内地区では、夏の無病息災・五穀豊穡を祈念する祇園祭が現在も受け継がれている。地縁を大切にしてきたこの地域の文化と伝統を象徴するもので、それを受け継ぐ西内地区全域の住民が集まり行列する光景は、観光客やリハビリ患者を癒すとともにこの地域特有の趣を感じさせる。 このように丸子温泉郷における温泉を核とした人々の営みと、例祭、それに関連した歴史的な建造物は将来にわたって残したい歴史的風致である。 2-4-16	(2-4-16 p) まとめ 丸子温泉郷を構成する鹿教湯、大塩、霊泉寺にある共同浴場は、古くから住民の手で清掃や管理、運営がなされ、日々の浴場として住民らに利用されてきた。清掃する作業の音や人の声が漏れ聞こえ、湯けむりがたちのぼる共同浴場の風景や、住民が浴場へ通う様子は、古くから続く地域の光景である。旅館事業者や観光協会が牽引してリハビリ病院を誘致し、保養温泉地づくりが進められると、地域住民もこれに呼応し地域の環境美化がいたるところでみられるようになった。温泉街は賑わい、旅館と共同浴場とを往来する観光客だけでなく、リハビリに取り組む人々もみられるようになった。これだけでなく、温泉を核とする地域活性化の取組は今なお続けられており、温泉という共通する天然資源に恵まれた谷あいの集落にあって、それぞれの歴史と特色が感じられる温泉地が形成されている。 また、西内地区では、夏の無病息災・五穀豊穡を祈念する祇園祭が現在も受け継がれている。地縁を大切にしてきたこの地域の文化と伝統を象徴するもので、それを受け継ぐ西内地区全域の住民が集まり行列する光景は、観光客やリハビリ患者を癒すとともにこの地域特有の趣を感じさせる。 このように丸子温泉郷における温泉を核とした人々の営みと、例祭、それに関連した歴史的な建造物は将来にわたって残したい歴史的風致である。 2-4-16

新	旧
(2-6-3 p) イ. 歴史的風致を形成する活動 子檀嶺神社御柱祭行事 (市指定無形民俗文化財 昭和 46 年(1971)指定) ① 概要 御柱行事は諏訪大社を総本社とする諏訪神社において、数えて 7 年ごとの甲・寅の年に執り行われる神事である。 子檀嶺神社御柱祭行事 (以下、御柱祭行事) の始まりや由来、目的は明らかでないが、元亀 2 年 (1571) の『諏石大明神略縁起』に開催された旨の記載がある。 子檀嶺神社は里宮が小沢良地区、中宮が余里地区にあることから、過去 2 地区のみで行われていたが、昭和 43 年(1968)から旧武石村全域 (現在の武石地域) を挙げて行われるようになった。 御柱祭行事は、注連張祭にはじまり、参入式、山出し祭、里曳、本曳、御柱建てに終わる一連の行事で、切り出した大木を建立する行事である。現在は注連張祭から里曳までを本祭の前年に、本曳と御柱建てを本祭当日に行う。また、本祭では「おねり行列」も奉納される。平成 28 年 (2017) 4 月 10 日の本祭では、おねり行列に武石地域の住民はもちろんのこと、地域外からも参加し、総勢 300 名を超える人々が行事に関わり盛大に行われた。 当日は早朝におねり行列が武石公民館を出発し、子檀嶺神社へと向かう。おねり行列が御旅所を通過すると、曳き子 (氏子) によって御柱が境内まで曳かれ、建立されて御柱行事は終わりととなる。 ② おねり行列 御柱祭行事では、御柱と共に神社へ奉納される「おねり行列」が盛大に行われる。天狗笛を付けた道祖をはじめ、御弓、御鉄砲や小長刀、釜鉦御先箱に御櫓、精熊など、古式豊かな装束に身を固め、迫力ある所作を演じながら練り歩く一大絵巻を展開する。 このおねり行列は、大名の本陣入りの様子を真似たものといわれ、奴の大鳥毛の振り方、先箱かつぎや少女たちの長刀振りの妙技、また、振熊とおかめの余興が入っているのが特徴である。  子檀嶺神社御柱祭行事  おねり行列  おかめと振熊	(2-6-3 p) イ. 歴史的風致を形成する活動 子檀嶺神社御柱祭行事 (市指定無形民俗文化財 昭和 46 年(1971)指定) ① 概要 御柱行事は諏訪大社を総本社とする諏訪神社において、数えて 7 年ごとの甲・寅の年に執り行われる神事である。 子檀嶺神社御柱祭行事 (以下、御柱祭行事) の始まりや由来、目的は明らかでないが、元亀 2 年 (1571) の『諏石大明神略縁起』に開催された旨の記載がある。 子檀嶺神社は里宮が小沢良地区、中宮が余里地区にあることから、過去 2 地区のみで行われていたが、昭和 43 年(1968)から旧武石村全域 (現在の武石地域) を挙げて行われるようになった。 御柱祭行事は、注連張祭にはじまり、参入式、山出し祭、里曳、本曳、御柱建てに終わる一連の行事で、切り出した大木を建立する行事である。現在は注連張祭から里曳までを本祭の前年に、本曳と御柱建てを本祭当日に行う。また、本祭では「おねり行列」も奉納される。平成 28 年 (2017) 4 月 10 日の本祭では、おねり行列に武石地域の住民はもちろんのこと、地域外からも参加し、総勢 300 名を超える人々が行事に関わり盛大に行われた。 当日は早朝におねり行列が武石公民館を出発し、子檀嶺神社へと向かう。おねり行列が御旅所を通過すると、曳き子 (氏子) によって御柱が境内まで曳かれ、建立されて御柱行事は終わりととなる。 ② おねり行列 御柱祭行事では、御柱と共に神社へ奉納される「おねり行列」が盛大に行われる。天狗笛を付けた道祖をはじめ、御弓、御鉄砲や小長刀、釜鉦御先箱に御櫓、精熊など、古式豊かな装束に身を固め、迫力ある所作を演じながら練り歩く一大絵巻を展開する。 このおねり行列は、大名の本陣入りの様子を真似たものといわれ、奴の大鳥毛の振り方、先箱かつぎや少女たちの長刀振りの妙技、また、振熊とおかめの余興が入っているのが特徴である。  子檀嶺神社御柱祭行事  おねり行列  おかめと振熊

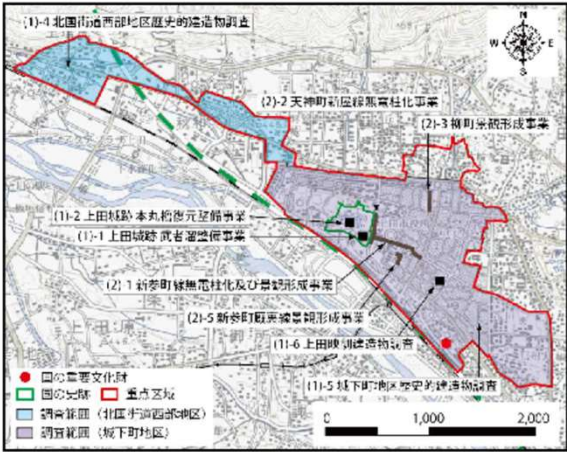
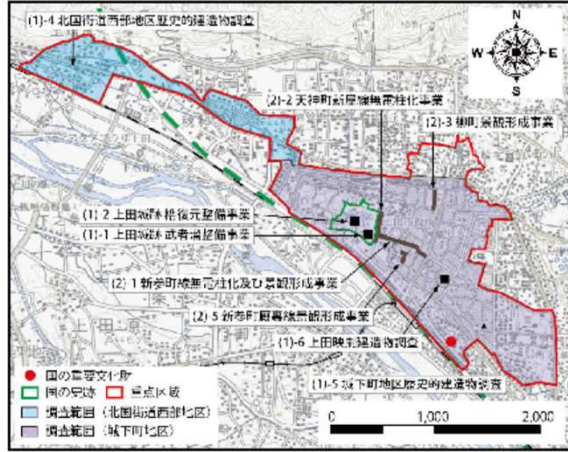
新	旧
(3-16 p) 4. 歴史的風致維持向上計画の推進体制 歴史的風致の維持及び向上を図るためには、様々な分野の多岐にわたる施策を実施する必要があり、庁内関係各課との意識と情報の共有が不可欠である。また、行政のみならず、学識経験者や地元関係者、文化財等の所有者と協力・連携し、計画実現のための推進体制を構築することが必要である。 このようなことから、本市における計画の推進体制は、「(仮称)歴史まちづくり庁内推進会議」において計画の業務調整や進捗管理などを行うとともに、法定協議会である「上田市歴史的風致維持向上協議会」に計画の進捗状況などについて報告・提案し、助言や意見を得ながら計画の推進や変更、効果的かつ円滑な事業実施に向けた協議を行い、事業の推進を図る。 また、必要に応じて「上田市文化財保護審議会」に報告し意見を求めるほか、国や県の関係機関と協議を行い、事業の推進に関わる助言・指導・支援等を受ける。 上田市歴史的風致維持向上計画推進体制 歴史的風致維持向上計画の実施体制図 3-16	(3-16 p) 4. 歴史的風致維持向上計画の推進体制 歴史的風致の維持及び向上を図るためには、様々な分野の多岐にわたる施策を実施する必要があり、庁内関係各課との意識と情報の共有が不可欠である。また、行政のみならず、学識経験者や地元関係者、文化財等の所有者と協力・連携し、計画実現のための推進体制を構築することが必要である。 このようなことから、本市における計画の推進体制は、「(仮称)歴史まちづくり庁内推進会議」において計画の業務調整や進捗管理などを行うとともに、法定協議会である「上田市歴史的風致維持向上協議会」に計画の進捗状況などについて報告・提案し、助言や意見を得ながら計画の推進や変更、効果的かつ円滑な事業実施に向けた協議を行い、事業の推進を図る。 また、必要に応じて「上田市文化財保護審議会」に報告し意見を求めるほか、国や県の関係機関と協議を行い、事業の推進に関わる助言・指導・支援等を受ける。 上田市歴史的風致維持向上計画推進体制 歴史的風致維持向上計画の実施体制図 3-16

新	旧
(5-2 p) (2) 文化財の修理（整備）に関する方針 文化財建造物に対しては、所有者や地域住民による適切な維持管理と日常的な点検、国や県の指定文化財に対する文化財パトロールを継続している。今後は、市民協働による文化財パトロールとして市指定文化財にまで広げて実施するなど、引き続き損傷の早期発見に努めるとともに、修理（整備）が必要と認められる場合は、速やかに措置を行うものとする。 修理（整備）は、文化財の価値を維持もしくは復旧することを目的に行う。現状変更をとまう場合は、過去の修築等の履歴や調査記録等の内容や国（文化庁）、長野県、上田市文化財保護審議会、及び専門家等の意見を踏まえ、文化財としての価値を損なうことがないように、所有者等に適切な助言を行う。なお国・県・市指定文化財の修理（整備）の際は、専門家の技術的支援とともに、修理や整備に対する財政支援に努めるものとする。 未指定文化財や歴史的風致形成建造物の修理に際しては、所有者等と協議しながら、適切な修理に努めるものとし、また、財政的負担の軽減を図るため、各種補助制度を積極的に活用する。 史跡上田城跡については、保存活用計画を策定し、史跡としての本質的な価値を明らかにしたうえで、整備に向けた基本的な考え方を整理するとともに、旧市民会館の解体と武者溜り等の整備事業を適切に進めていく。史跡信濃国分寺跡についても、これまでの発掘調査成果や公有化の進捗状況を踏まえて、保存活用計画の策定に取り組む。 (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針 文化財の保存・活用を行うための市の登録博物館は、上田市立博物館、上田市立信濃国分寺資料館、上田市立丸子郷土博物館と上田市立美術館の4館がある。今後は登録博物館に公文書館も含めた、既存施設の役割を再整理するための仮称博物館整備基本計画を策定し、文化財の収蔵・管理及び保存・研究環境の充実と、市民や来訪者に系統的かつ分かりやすい展示紹介のできる施設づくりを検討する。また、美術工芸品等の有形文化財について、適切な保存施設の設置など必要な整備の推進、大学・研究機関のデータベースと相互連携を図る方法も検討する。 (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針 有形文化財（建造物）を核とした城下町や集落のたたずまい、伝統行事が行われる背景として周囲に見える山並みや田園風景など、文化財の周辺環境は多様な要素で構成されている。また、文化財や歴史的町並みは映画等の撮影で利用される機会が多く、文化財を取り巻く良好な周辺環境は、文化財そのものが持つ魅力と密接につながっている。このため、周辺環境の変化は文化財の価値に影響を与えうるものであり、文化財の価値や魅力が損なわれることのないよう一体的な保全を図る。 5-2	(5-2 p) (2) 文化財の修理（整備）に関する方針 文化財建造物に対しては、所有者や地域住民による適切な維持管理と日常的な点検、国や県の指定文化財に対する文化財パトロールを継続している。今後は、市民協働による文化財パトロールとして市指定文化財にまで広げて実施するなど、引き続き損傷の早期発見に努めるとともに、修理（整備）が必要と認められる場合は、速やかに措置を行うものとする。 修理（整備）は、文化財の価値を維持もしくは復旧することを目的に行う。現状変更をとまう場合は、過去の修築等の履歴や調査記録等の内容や国（文化庁）、長野県、上田市文化財保護審議会、及び専門家等の意見を踏まえ、文化財としての価値を損なうことがないように、所有者等に適切な助言を行う。なお国・県・市指定文化財の修理（整備）の際は、専門家の技術的支援とともに、修理や整備に対する財政支援に努めるものとする。 未指定文化財や歴史的風致形成建造物の修理に際しては、所有者等と協議しながら、適切な修理に努めるものとし、また、財政的負担の軽減を図るため、各種補助制度を積極的に活用する。 史跡上田城跡については、保存活用計画を策定し、史跡としての本質的な価値を明らかにしたうえで、整備に向けた基本的な考え方を整理するとともに、旧市民会館の解体と武者溜り等の整備事業を適切に進めていく。史跡信濃国分寺跡についても、これまでの発掘調査成果や公有化の進捗状況を踏まえて、保存活用計画の策定に取り組む。 (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針 文化財の保存・活用を行うための市の登録博物館は、上田市立博物館、上田市立信濃国分寺資料館、上田市立丸子郷土博物館と上田市立美術館の4館ある。今後は登録博物館に公文書館も含めた、既存施設の役割を再整理するための仮称博物館整備基本計画を策定し、文化財の収蔵・管理及び保存・研究環境の充実と、市民や来訪者に系統的かつ分かりやすい展示紹介のできる施設づくりを検討する。また、美術工芸品等の有形文化財について、適切な保存施設の設置など必要な整備の推進、大学・研究機関のデータベースと相互連携を図る方法も検討する。 (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針 有形文化財（建造物）を核とした城下町や集落のたたずまい、伝統行事が行われる背景として周囲に見える山並みや田園風景など、文化財の周辺環境は多様な要素で構成されている。また、文化財や歴史的町並みは映画等の撮影で利用される機会が多く、文化財を取り巻く良好な周辺環境は、文化財そのものが持つ魅力と密接につながっている。このため、周辺環境の変化は文化財の価値に影響を与えうるものであり、文化財の価値や魅力が損なわれることのないよう一体的な保全を図る。 5-2

新	旧
(5-7 p) 2. 重点区域に関する事項 (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画 重点区域には、城下町の名残をとどめる地割の中に戦国時代から近代にかけての文化財が種々多様かつ豊かに存在しているが、その価値が明らかになっておらず、知られていない未指定の文化財も含まれている。それらについては調査を進めるとともに、地割を保全しながら街並みを整備することにより、観光客や住民へ魅力を発信していく。また、近世以前から続く常田獅子や房山獅子等の無形の民俗文化財についても、その継承や発信に努める。なお、重点区域内には、国指定文化財 5 件、県指定文化財 4 件、市指定文化財 37 件の合計 46 件の有形・無形の指定等の文化財が所在している。 史跡上田城跡については、保存活用計画を策定し、計画的な整備・保存・活用を推進する。 このほか、近世から近代にかけて蚕都上田として発展した本区域には、当時を物語る歴史的建造物や資料が多く残っているものの、建て替え等に伴い徐々に数を減らしている。このため、所有者の協力を得て養蚕や蚕種製造に関わる建造物や文献資料等の調査を行い、歴史的風致形成建造物や文化財指定等を検討する。あわせて蚕都上田の発展を支えた先人を紹介するような展示や見学会等により住民が知る機会を創出し、文化財の保存や活用に関する意識醸成につなげていく。 <重点区域内での実施事業> ・北国街道西部地区歴史的建造物調査 <令和 5 年度～14 年度> ・城下町地区歴史的建造物調査 <令和 5 年度～14 年度> ・上田映劇建造物調査 <令和 3 年度～14 年度> (2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画 歴史的風致形成建造物または、市指定文化財等の歴史的建造物について、適切な保存、効果的な活用等を検討する。経年劣化や破損の進行に対して、あるいは利活用していくために、必要に応じて修理（整備）を行う。 史跡上田城跡については、史跡上田城跡整備専門家会議の指導・助言を得ながら、整備することとしており、今後は二の丸に所在する旧市民会館の撤去ののち、発掘調査を行い、武者溜り整備を実施する。また、本丸 7 つ櫓の復元的整備を目指す。 <重点区域内での実施事業> ・上田城跡武者溜り整備事業 <令和 4 年度～10 年度> ・上田城跡櫓本丸復元整備事業 <令和 5 年度～14 年度> 5-7	(5-7 p) 2. 重点区域に関する事項 (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画 重点区域には、城下町の名残をとどめる地割の中に戦国時代から近代にかけての文化財が種々多様かつ豊かに存在しているが、その価値が明らかになっておらず、知られていない未指定の文化財も含まれている。それらについては調査を進めるとともに、地割を保全しながら街並みを整備することにより、観光客や住民へ魅力を発信していく。また、近世以前から続く常田獅子や房山獅子等の無形の民俗文化財についても、その継承や発信に努める。なお、重点区域内には、国指定文化財 5 件、県指定文化財 4 件、市指定文化財 37 件の合計 46 件の有形・無形の指定等の文化財が所在している。 史跡上田城跡については、保存活用計画を策定し、計画的な整備・保存・活用を推進する。 このほか、近世から近代にかけて蚕都上田として発展した本区域には、当時を物語る歴史的建造物や資料が多く残っているものの、建て替え等に伴い徐々に数を減らしている。このため、所有者の協力を得て養蚕や蚕種製造に関わる建造物や文献資料等の調査を行い、歴史的風致形成建造物や文化財指定等を検討する。あわせて蚕都上田の発展を支えた先人を紹介するような展示や見学会等により住民が知る機会を創出し、文化財の保存や活用に関する意識醸成につなげていく。 <重点区域内での実施事業> ・北国街道西部地区歴史的建造物調査 <令和 5 年度～14 年度> ・城下町地区歴史的建造物調査 <令和 5 年度～14 年度> ・上田映劇建造物調査 <令和 3 年度～14 年度> (2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画 歴史的風致形成建造物または、市指定文化財等の歴史的建造物について、適切な保存、効果的な活用等を検討する。経年劣化や破損の進行に対して、あるいは利活用していくために、必要に応じて修理（整備）を行う。 史跡上田城跡については、史跡上田城跡整備専門家会議の指導・助言を得ながら、整備することとしており、今後は二の丸に所在する旧市民会館の撤去ののち、発掘調査を行い、武者溜り整備を実施する。また、本丸 7 つ櫓の復元的整備を目指す。 <重点区域内での実施事業> ・上田城跡武者溜り整備事業 <令和 4 年度～10 年度> ・上田城跡櫓復元整備事業 <令和 5 年度～14 年度> 5-7

新	旧																																
(5-9 p) (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画 関連する複数の文化財や周辺の地域を一体として紹介するマップやパンフレット等を作成するとともに、体感するイベントを企画し、市民や観光客に提供する。また、上田市立博物館における展示を行い、文化財への理解を深める。これらの取組に加え、伝統行事については、上田市の広報誌やホームページにおいて開催日程などを公開し、市民の来訪を促すとともに、観光客に行事の魅力を発信し、入り込み客数の増加を図る。 このほか、上田城跡に隣接する上小教育会館では、上田市の発展に寄与した偉人・先人を紹介する信州上田ふるさと先人館を開館しており、今後も偉人・先人顕彰事業を進める。 <重点区域内での実施事業> <table border="0"> <tr> <td>・文化財 de 文化祭</td><td><令和 5 年度～14 年度></td></tr> <tr> <td>・景観ウォッチング</td><td><令和 5 年度～14 年度></td></tr> <tr> <td>・「観光地・上田」の誘客促進事業</td><td><令和 5 年度～14 年度></td></tr> <tr> <td>・ふるさと上田先人顕彰事業</td><td><令和 5 年度～14 年度></td></tr> <tr> <td>・地域学習推進事業</td><td><令和 5 年度～14 年度></td></tr> </table> (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画 重点区域内には上田城跡、八幡裏遺跡などの縄文から近世と幅広い年代の埋蔵文化財包蔵地が含まれる。城下町の地割や街路など歴史の変遷を示すような遺構の破壊につながる開発は、小規模なものでも記録保存をとり、文献や絵図史料と照合できる重要な遺跡が発見された場合は、所有者や関係機関と協議し保存に努めると同時に、整備や活用で反映させる。 (8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画 現在、市では重点区域内に 2 団体ある住民自治組織の取組に対して支援をしている。また、信州上田祇園祭などの伝統文化の継承を担う自治会や保存会に、後継者育成支援や必要な助言・指導等を継続的に行う。 <重点区域内での実施事業> <table border="0"> <tr> <td>・住民自治組織によるまちづくり</td><td><令和 5 年度～14 年度></td></tr> <tr> <td>・活力あるまちづくり支援金事業</td><td><令和 5 年度～14 年度></td></tr> <tr> <td>・無形民俗文化財後継者育成補助事業</td><td><令和 5 年度～14 年度></td></tr> </table> 5-9	・文化財 de 文化祭	<令和 5 年度～14 年度>	・景観ウォッチング	<令和 5 年度～14 年度>	・「観光地・上田」の誘客促進事業	<令和 5 年度～14 年度>	・ふるさと上田先人顕彰事業	<令和 5 年度～14 年度>	・地域学習推進事業	<令和 5 年度～14 年度>	・住民自治組織によるまちづくり	<令和 5 年度～14 年度>	・活力あるまちづくり支援金事業	<令和 5 年度～14 年度>	・無形民俗文化財後継者育成補助事業	<令和 5 年度～14 年度>	(5-9 p) (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画 関連する複数の文化財や周辺の地域を一体として紹介するマップやパンフレット等を作成するとともに、体感するイベントを企画し、市民や観光客に提供する。また、上田市立博物館における展示を行い、文化財への理解を深める。これらの取組に加え、伝統行事については、上田市の広報誌やホームページにおいて開催日程などを公開し、市民の来訪を促すとともに、観光客に行事の魅力を発信し、入り込み客数の増加を図る。 このほか、上田城跡に隣接する上小教育会館では、上田市の発展に寄与した偉人・先人を紹介する信州上田ふるさと先人館を開館しており、今後も偉人・先人顕彰事業を進める。 <重点区域内での実施事業> <table border="0"> <tr> <td>・文化財 de 文化祭</td><td><令和 5 年度～14 年度></td></tr> <tr> <td>・景観ウォッチング</td><td><令和 5 年度～14 年度></td></tr> <tr> <td>・「観光地・上田」の誘客促進事業</td><td><令和 5 年度～14 年度></td></tr> <tr> <td>・ふるさと上田先人顕彰事業</td><td><令和 5 年度～14 年度></td></tr> <tr> <td>・地域学習推進事業</td><td><令和 5 年度～14 年度></td></tr> </table> (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画 重点区域内には上田城跡、八幡裏遺跡などの縄文から近世と幅広い年代の埋蔵文化財包蔵地が含まれる。城下町の地割や街路など歴史の変遷を示すような遺構の破壊につながる開発は、小規模なものでも記録保存をとり、文献や絵図史料と照合できる重要な遺跡が発見された場合は、所有者や関係機関と協議し保存に努めると同時に、整備や活用で反映させる。 (8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画 現在、市では重点区域内に 2 団体ある住民自治組織の取組に対して支援をしている。また、信州上田祇園祭などの伝統文化の継承を担う自治会や保存会に、後継者育成支援や必要な助言・指導等を継続的に行う。 <重点区域内での実施事業> <table border="0"> <tr> <td>・住民自治組織によるまちづくり</td><td><令和 5 年度～14 年度></td></tr> <tr> <td>・活力あるまちづくり支援金事業</td><td><令和 5 年度～14 年度></td></tr> <tr> <td>・無形民俗文化財後継者育成補助事業</td><td><令和 5 年度～14 年度></td></tr> </table> 5-9	・文化財 de 文化祭	<令和 5 年度～14 年度>	・景観ウォッチング	<令和 5 年度～14 年度>	・「観光地・上田」の誘客促進事業	<令和 5 年度～14 年度>	・ふるさと上田先人顕彰事業	<令和 5 年度～14 年度>	・地域学習推進事業	<令和 5 年度～14 年度>	・住民自治組織によるまちづくり	<令和 5 年度～14 年度>	・活力あるまちづくり支援金事業	<令和 5 年度～14 年度>	・無形民俗文化財後継者育成補助事業	<令和 5 年度～14 年度>
・文化財 de 文化祭	<令和 5 年度～14 年度>																																
・景観ウォッチング	<令和 5 年度～14 年度>																																
・「観光地・上田」の誘客促進事業	<令和 5 年度～14 年度>																																
・ふるさと上田先人顕彰事業	<令和 5 年度～14 年度>																																
・地域学習推進事業	<令和 5 年度～14 年度>																																
・住民自治組織によるまちづくり	<令和 5 年度～14 年度>																																
・活力あるまちづくり支援金事業	<令和 5 年度～14 年度>																																
・無形民俗文化財後継者育成補助事業	<令和 5 年度～14 年度>																																
・文化財 de 文化祭	<令和 5 年度～14 年度>																																
・景観ウォッチング	<令和 5 年度～14 年度>																																
・「観光地・上田」の誘客促進事業	<令和 5 年度～14 年度>																																
・ふるさと上田先人顕彰事業	<令和 5 年度～14 年度>																																
・地域学習推進事業	<令和 5 年度～14 年度>																																
・住民自治組織によるまちづくり	<令和 5 年度～14 年度>																																
・活力あるまちづくり支援金事業	<令和 5 年度～14 年度>																																
・無形民俗文化財後継者育成補助事業	<令和 5 年度～14 年度>																																

新	旧
(6-2 p) 2. 重点区域における整備事業及び 上田市の歴史的風致の維持向上に資する事業 (1) 歴史的建造物の保存・整備・活用に関する事業 (1)-1 上田城跡武者溜り整備事業 (1)-2 上田城跡本丸櫓復元整備事業 (1)-3 指定文化財防災設備設置推進事業 (1)-4 北国街道西部地区歴史的建造物調査 (1)-5 城下町地区歴史的建造物調査 (1)-6 上田映劇建造物調査 (1)-7 重要文化財等修復補助事業 (2) 歴史的建造物の周辺環境の向上と景観保全に関する事業 (2)-1 新参町線無電柱化及び景観形成事業 (2)-2 天神町新屋線無電柱化事業 (2)-3 柳町景観形成事業 (2)-4 空き家情報バンク事業 (2)-5 新参町既設線景観形成事業 (3) 歴史や伝統を反映した人びとの活動の継承に関する事業 (3)-1 無形民俗文化財後継者育成補助事業 (3)-2 活力あるまちづくり支援金事業 (3)-3 ふるさと上田先人顕彰事業 (3)-4 住民自治組織によるまちづくり (3)-5 地域学習推進事業 (4) 歴史的風致の認識・活用に関する事業 (4)-1 文化財 de 文化祭 (4)-2 景観ウォッチング (4)-3 「観光地・上田」の誘客促進事業 (4)-4 日本遺産推進事業 6-2	(6-2 p) 2. 重点区域における整備事業及び 上田市の歴史的風致の維持向上に資する事業 (1) 歴史的建造物の保存・整備・活用に関する事業 (1)-1 上田城跡武者溜り整備事業 (1)-2 上田城跡櫓復元整備事業 (1)-3 指定文化財防災設備設置推進事業 (1)-4 北国街道西部地区歴史的建造物調査 (1)-5 城下町地区歴史的建造物調査 (1)-6 上田映劇建造物調査 (1)-7 重要文化財等修復補助事業 (2) 歴史的建造物の周辺環境の向上と景観保全に関する事業 (2)-1 新参町線無電柱化及び景観形成事業 (2)-2 天神町新屋線無電柱化事業 (2)-3 柳町景観形成事業 (2)-4 空き家情報バンク事業 (2)-5 新参町既設線景観形成事業 (3) 歴史や伝統を反映した人びとの活動の継承に関する事業 (3)-1 無形民俗文化財後継者育成補助事業 (3)-2 活力あるまちづくり支援金事業 (3)-3 ふるさと上田先人顕彰事業 (3)-4 住民自治組織によるまちづくり (3)-5 地域学習推進事業 (4) 歴史的風致の認識・活用に関する事業 (4)-1 文化財 de 文化祭 (4)-2 景観ウォッチング (4)-3 「観光地・上田」の誘客促進事業 (4)-4 日本遺産推進事業 6-2

新	旧																																																
(6-3 p)  事業箇所図（重点区域） 事業一覧（市全域） <table border="1"> <tbody> <tr><td>(1)-3</td><td>指定文化財防災設備設置推進事業</td></tr> <tr><td>(1)-7</td><td>重要文化財等修復補助事業</td></tr> <tr><td>(2)-4</td><td>空き家情報バンク事業</td></tr> <tr><td>(3)-1</td><td>無形民俗文化財後継者育成補助事業</td></tr> <tr><td>(3)-2</td><td>活力あるまちづくり支援金事業</td></tr> <tr><td>(3)-3</td><td>ふるさと上田先人顕彰事業</td></tr> <tr><td>(3)-4</td><td>住民自治組織によるまちづくり</td></tr> <tr><td>(3)-5</td><td>地域学習推進事業</td></tr> <tr><td>(4)-1</td><td>文化財 de 文化祭</td></tr> <tr><td>(4)-2</td><td>景観ウォッチング</td></tr> <tr><td>(4)-3</td><td>「観光地・上田」の誘客促進事業</td></tr> <tr><td>(4)-4</td><td>日本遺産推進事業</td></tr> </tbody> </table> 6-3	(1)-3	指定文化財防災設備設置推進事業	(1)-7	重要文化財等修復補助事業	(2)-4	空き家情報バンク事業	(3)-1	無形民俗文化財後継者育成補助事業	(3)-2	活力あるまちづくり支援金事業	(3)-3	ふるさと上田先人顕彰事業	(3)-4	住民自治組織によるまちづくり	(3)-5	地域学習推進事業	(4)-1	文化財 de 文化祭	(4)-2	景観ウォッチング	(4)-3	「観光地・上田」の誘客促進事業	(4)-4	日本遺産推進事業	(6-3 p)  事業箇所図（重点区域） 事業一覧（市全域） <table border="1"> <tbody> <tr><td>(1)-3</td><td>指定文化財防災設備設置推進事業</td></tr> <tr><td>(1)-7</td><td>重要文化財等修復補助事業</td></tr> <tr><td>(2)-4</td><td>空き家情報バンク事業</td></tr> <tr><td>(3)-1</td><td>無形民俗文化財後継者育成補助事業</td></tr> <tr><td>(3)-2</td><td>活力あるまちづくり支援金事業</td></tr> <tr><td>(3)-3</td><td>ふるさと上田先人顕彰事業</td></tr> <tr><td>(3)-4</td><td>住民自治組織によるまちづくり</td></tr> <tr><td>(3)-5</td><td>地域学習推進事業</td></tr> <tr><td>(4)-1</td><td>文化財 de 文化祭</td></tr> <tr><td>(4)-2</td><td>景観ウォッチング</td></tr> <tr><td>(4)-3</td><td>「観光地・上田」の誘客促進事業</td></tr> <tr><td>(4)-4</td><td>日本遺産推進事業</td></tr> </tbody> </table> 6-3	(1)-3	指定文化財防災設備設置推進事業	(1)-7	重要文化財等修復補助事業	(2)-4	空き家情報バンク事業	(3)-1	無形民俗文化財後継者育成補助事業	(3)-2	活力あるまちづくり支援金事業	(3)-3	ふるさと上田先人顕彰事業	(3)-4	住民自治組織によるまちづくり	(3)-5	地域学習推進事業	(4)-1	文化財 de 文化祭	(4)-2	景観ウォッチング	(4)-3	「観光地・上田」の誘客促進事業	(4)-4	日本遺産推進事業
(1)-3	指定文化財防災設備設置推進事業																																																
(1)-7	重要文化財等修復補助事業																																																
(2)-4	空き家情報バンク事業																																																
(3)-1	無形民俗文化財後継者育成補助事業																																																
(3)-2	活力あるまちづくり支援金事業																																																
(3)-3	ふるさと上田先人顕彰事業																																																
(3)-4	住民自治組織によるまちづくり																																																
(3)-5	地域学習推進事業																																																
(4)-1	文化財 de 文化祭																																																
(4)-2	景観ウォッチング																																																
(4)-3	「観光地・上田」の誘客促進事業																																																
(4)-4	日本遺産推進事業																																																
(1)-3	指定文化財防災設備設置推進事業																																																
(1)-7	重要文化財等修復補助事業																																																
(2)-4	空き家情報バンク事業																																																
(3)-1	無形民俗文化財後継者育成補助事業																																																
(3)-2	活力あるまちづくり支援金事業																																																
(3)-3	ふるさと上田先人顕彰事業																																																
(3)-4	住民自治組織によるまちづくり																																																
(3)-5	地域学習推進事業																																																
(4)-1	文化財 de 文化祭																																																
(4)-2	景観ウォッチング																																																
(4)-3	「観光地・上田」の誘客促進事業																																																
(4)-4	日本遺産推進事業																																																

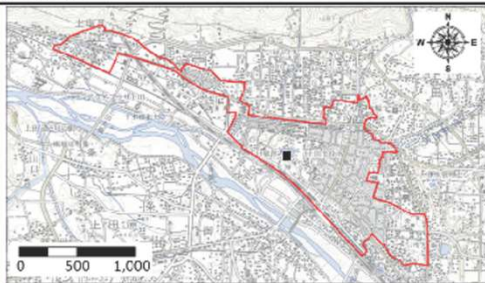
■新旧対照表

様式2

新

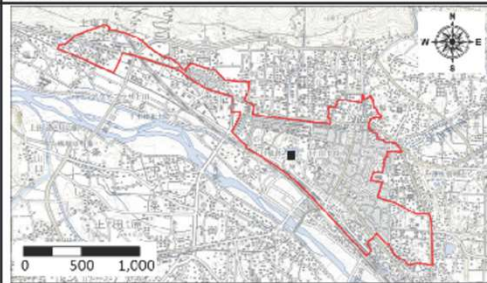
旧

(6-5 p)

事業番号 (1)-2	
事業名	上田城跡本丸櫓復元整備事業
事業主体	上田市
事業期間	令和5年度～14年度
事業手法	市単独事業
事業位置	
事業概要	上田城跡本丸の隅櫓4棟および土堀、西虎口櫓門の復元的整備の実現に向け、調査研究を進める。   上田城跡と事業箇所 上田城跡の復元模型（整備イメージ）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的風致を形成する建造物のひとつであり、上田市のシンボルでもある上田城跡の復元的整備を行うことで、歴史的価値が向上し、城下町と周辺集落の祭礼・行事にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

6-5

(6-5 p)

事業番号 (1)-2	
事業名	上田城跡櫓復元整備事業
事業主体	上田市
事業期間	令和5年度～14年度
事業手法	市単独事業
事業位置	
事業概要	上田城跡本丸の隅櫓4棟および土堀、西虎口櫓門の復元的整備の実現に向け、調査研究を進める。   上田城跡と事業箇所 上田城跡の復元模型（整備イメージ）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的風致を形成する建造物のひとつであり、上田市のシンボルでもある上田城跡の復元的整備を行うことで、歴史的価値が向上し、城下町と周辺集落の祭礼・行事にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

6-5

■新旧対照表

様式 2

新	旧																																
(6-17 p) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">事業番号 (3)-2</td></tr> <tr> <td>事業名</td><td>活力あるまちづくり支援金事業</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td>上田市</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>令和5年度～14年度</td></tr> <tr> <td>事業手法</td><td>市単独事業</td></tr> <tr> <td>事業位置</td><td>市内全域</td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td> 地域の歴史文化などの魅力を高め、活力を生み出す活動に支援金を交付し、地域活性化とまちづくりの推進を図る。市内全域や住民自治組織単位の地域で実施される事業・活動を対象としている。   福祉施設での演奏の様子 看板設置の様子 </td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td> 各地域における歴史顕彰活動や伝統的な行事等が活発になることから、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 </td></tr> </table>	事業番号 (3)-2		事業名	活力あるまちづくり支援金事業	事業主体	上田市	事業期間	令和5年度～14年度	事業手法	市単独事業	事業位置	市内全域	事業概要	地域の歴史文化などの魅力を高め、活力を生み出す活動に支援金を交付し、地域活性化とまちづくりの推進を図る。市内全域や住民自治組織単位の地域で実施される事業・活動を対象としている。   福祉施設での演奏の様子 看板設置の様子	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	各地域における歴史顕彰活動や伝統的な行事等が活発になることから、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	(6-17 p) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">事業番号 (3)-2</td></tr> <tr> <td>事業名</td><td>活力あるまちづくり支援金事業</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td>上田市</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>令和5年度～14年度</td></tr> <tr> <td>事業手法</td><td>市単独事業</td></tr> <tr> <td>事業位置</td><td>市内全域</td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td> 地域の歴史文化などの魅力を高め、活力を生み出す活動に支援金を交付し、地域活性化とまちづくりの推進を図る。市内全域や複数の地域で実施される事業・活動を対象としている。   福祉施設での演奏の様子 看板設置の様子 </td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td> 各地域における歴史顕彰活動や伝統的な行事等が活発になることから、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 </td></tr> </table>	事業番号 (3)-2		事業名	活力あるまちづくり支援金事業	事業主体	上田市	事業期間	令和5年度～14年度	事業手法	市単独事業	事業位置	市内全域	事業概要	地域の歴史文化などの魅力を高め、活力を生み出す活動に支援金を交付し、地域活性化とまちづくりの推進を図る。市内全域や複数の地域で実施される事業・活動を対象としている。   福祉施設での演奏の様子 看板設置の様子	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	各地域における歴史顕彰活動や伝統的な行事等が活発になることから、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
事業番号 (3)-2																																	
事業名	活力あるまちづくり支援金事業																																
事業主体	上田市																																
事業期間	令和5年度～14年度																																
事業手法	市単独事業																																
事業位置	市内全域																																
事業概要	地域の歴史文化などの魅力を高め、活力を生み出す活動に支援金を交付し、地域活性化とまちづくりの推進を図る。市内全域や住民自治組織単位の地域で実施される事業・活動を対象としている。   福祉施設での演奏の様子 看板設置の様子																																
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	各地域における歴史顕彰活動や伝統的な行事等が活発になることから、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																
事業番号 (3)-2																																	
事業名	活力あるまちづくり支援金事業																																
事業主体	上田市																																
事業期間	令和5年度～14年度																																
事業手法	市単独事業																																
事業位置	市内全域																																
事業概要	地域の歴史文化などの魅力を高め、活力を生み出す活動に支援金を交付し、地域活性化とまちづくりの推進を図る。市内全域や複数の地域で実施される事業・活動を対象としている。   福祉施設での演奏の様子 看板設置の様子																																
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	各地域における歴史顕彰活動や伝統的な行事等が活発になることから、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																
6-17	6-17																																

新	旧
(8-1 p) 第 8 章 歴史的風致形成建造物の管理の指針 1. 歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方 歴史的風致形成建造物の維持・管理は、長野県や上田市の文化財保護条例に基づき指定されている建造物については、当該条例に基づき適正に維持・管理を行い、それ以外は、建造物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行うこととする。 維持・管理は、所有者等が行うことを基本とし、歴史まちづくり法第 15 条第 1 項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転、又は除却に係る市長への届け出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。また、維持・管理を行ううえで修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査をし、記録を作成したうえで、できる限り価値を残すことを基本とする。 また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとする。公開にあたっては、外部から望見できるよう措置を講じるだけでなく、可能な限り内部の公開に努めることとし、公開する場合は所有者に支障を与えないよう配慮するとともに十分な協議のうえ、実施することとする。 2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針 (1) 県及び市指定文化財 県及び市指定文化財は、県及び市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度により保護を図る。これらの建造物の維持管理は修理を基本とし、保護に必要な場合は調査に基づく復原を検討する。 また、文化財保護のために必要な防災上の措置を講じる際は、専門家や有識者等の意見を参考に文化財の価値の担保に支障を与えない手法を検討し、工事等による影響を最小限に抑える。 (2) 登録有形文化財 登録有形文化財は、文化財保護法に基づく現状変更等の届出制度により保護を図る。これらの建造物の維持管理は修理を基本とする。 民間が所有する建造物の修理等においては、歴史まちづくりにつながる補助制度の活用を促し、関連する審議機関や専門家、有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。	(8-1 p) 第 8 章 歴史的風致形成建造物の管理の指針 1. 歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方 歴史的風致形成建造物の維持・管理は、長野県や上田市の文化財保護条例に基づき指定されている建造物については、当該条例に基づき適正に維持・管理を行い、それ以外は、建造物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行うこととする。 維持・管理は、所有者等が行うことを基本とし、歴史まちづくり法第 15 条第 1 項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転、又は除却に係る市長への届け出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。また、維持・管理を行ううえで修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査し、記録を作成したうえで、できる限り価値を残すことを基本とする。 また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとする。公開にあたっては、外部から望見できるよう措置を講じるだけでなく、可能な限り内部の公開に努めることとし、公開する場合は所有者に支障を与えないよう配慮するとともに十分な協議のうえ、実施することとする。 2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針 (1) 県及び市指定文化財 県及び市指定文化財は、県及び市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度により保護を図る。これらの建造物の維持管理は修理を基本とし、保護に必要な場合は調査に基づく復原を検討する。 また、文化財保護のために必要な防災上の措置を講じる際は、専門家や有識者等の意見を参考に文化財の価値の担保に支障を与えない手法を検討し、工事等による影響を最小限に抑える。 (2) 登録有形文化財 登録有形文化財は、文化財保護法に基づく現状変更等の届出制度により保護を図る。これらの建造物の維持管理は修理を基本とする。 民間が所有する建造物の修理等においては、歴史まちづくりにつながる補助制度の活用を促し、関連する審議機関や専門家、有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。